

5 環境リスクの低減・管理

環境リスクの高い化学物質について、排出量を削減することをめざし、事業者の自主管理の改善を促進します。

【新規】 【再生】

アスベスト飛散防止対策等の推進【新規】
中皮腫や肺がんなどの原因となるアスベストから府民の健康を守るため、「大阪府アスベスト対策推進本部」を設置し、全庁的に取り組むとともに、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベストの飛散防止を目的とした大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行い、徹底した規制指導を実施しています。

また、府民の生活環境への不安を解消するためには、府域の一般環境におけるアスベストの状況を把握することが必要であることから、府内34地点において大気中のアスベスト濃度の実態調査を行います。



< 建築物の解体現場への立入検査の様子 >

府有施設アスベスト対策事業【新規】

アスベストによる健康被害を防ぐため、府立学校を含む府有施設において、使用されているアスベスト含有吹付け材について、除去等の対策工事を計画的に実施します。

また、対策工事を行うまでの間、空気環境

基準を満たしていることを確認するため、空気環境測定を実施します。

化学物質対策の推進

化学物質による環境リスクを低減するため、平成18年3月に大阪府環境審議会に諮問した揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、その検討結果を踏まえ、化学物質排出量の削減・有害性の低い物質への代替など事業者の自主的管理を促進する方策について検討します。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）に基づき、事業者から化学物質の排出量等の届出を受け、国に送付するとともに、国において集計されたデータに基づき、府内の実態に即した集計や公表を行います。さらに、事業者に対して化学物質の排出抑制のための助言等を行うとともに、府民に対して化学物質への関心を深めてもらうため、ホームページ等を通じて化学物質の有害性や市町村ごとの排出量等の情報提供を行います。ダイオキシン類対策事業（発生源対策）

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法等に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の届出内容の審査、構造基準・維持管理基準や排出ガス等の排出基準の遵守、自主測定の実施等の指導を行います。

大阪エコ農業総合推進対策事業

農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度の推

進などを通じて、環境への負荷軽減に配慮した農法の普及を図り、府民が求める安心な農産物を生産することを基本に、農業の持つ物質循環機能を活かしながら、地域環境の保全に寄与していく大阪エコ農業を推進します。

農薬・化学肥料を **5** 割以上削減!

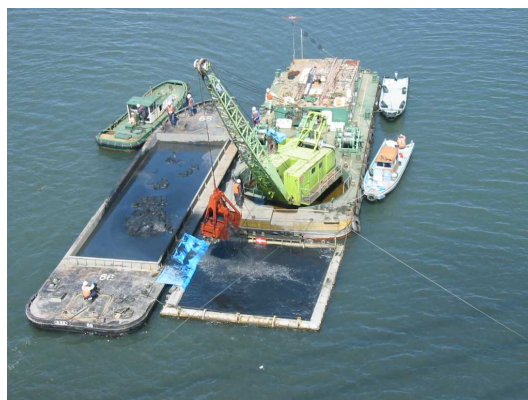


大阪 **Eco** 農産物

<大阪エコ農産物ステッカー>

ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策

平成 14 年度から実施している河川底質のダイオキシン類の調査結果により、神崎川や木津川の河川などで環境基準値を上回る数値が確認されているため、その汚染範囲の特定を実施、底質の浄化方法について検討し、可及的速やかな対策を講じます。



<河川の浚渫の様子>